

建退共岩手県支部

建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行について

— お 知 ら せ —

建退共岩手県支部では、経営事項審査申請書等に添付する当事業の加入・履行証明書について、下記の要領で発行しております。

1 取り扱う場所

- (1) 盛岡市、八幡平市、岩手郡、紫波郡に本社及び事業所のある共済契約者は、建退共岩手県支部（岩手県建設会館3階）
- (2) 県内で（1）以外の地域の共済契約者は、岩手県建設業協会各支部等。

2 証明する内容

当該契約者の直前決算日における、直近一ヶ年間の手帳更新数及び証紙購入額等。

3 発行基準

- (1) 被共済者数について
 - ① 他の退職金制度の適用を受ける労働者を除き、該当する現場労働者は全員共済手帳を所有していること。
- (2) 共済手帳更新数について
 - ① 決算期間中に在籍した被共済者に見合う共済手帳の更新数であること。
 - ② 前期①の基準を満たさない場合は、以下のいずれかの理由によること。
 - ア 加入後一年未満であること。
 - イ 季節労働者、高齢などの個人的事情等により、年間就労日数が少ないこと。
- (3) 共済証紙購入額について
 - ① 被共済者の延べ稼働日数に見合う購入額であること。

4 添付または提示していただく資料

- (1) 共済契約者証（提示）
- (2) 決算期間中の共済手帳の受払簿及び共済証紙の受払簿の写し（添付）
- (3) 直前決算期間内の掛金収納書またはその写し。

なお、共済証紙の現物交付がある場合は、その授受を証明する書類またはその写し（提示）

(4) 「直前三年の各営業年度における工事施工金額」（決算後の変更届に添付する様式第三号）の写し（添付）

※ 前記(2)の添付資料については、建退共本部ホームページ<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>上で作成することができます。また、岩手県建設業協会ホームページ<http://www.iwaken.or.jp/>から建退共岩手県支部にアクセス、もしくは「建退共岩手県支部」で検索すると、「共済手帳受払簿」、「共済証紙受払簿」の作成に加えて、証明書用紙のダウンロードも可能です。

5 持参していただくもの

事業所ゴム印及び事業主印

※ 事業主印を持ち出すことが出来ない場合は、事前に証明用紙をお送りすることもできます。

6 証明手数料

500円

なお、遠隔地及び建設業協会会員以外の共済契約者で郵送の取扱いをご希望の方は、事前に証明用紙を取り寄せて「加入・履行証明願」を作成し、前記4の資料に、郵便局の定額小為替（証明手数料500円分）と返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、次の宛先にお送り下さい。

宛 先 〒020-0873

盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設会館 3階

勤労者退職金共済機構 建退共岩手県支部

(TEL 019-622-4536)

(FAX 019-625-1792)

